

つたものとみなす場合」中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と読み替えるものとする。

(更正の請求の特例)

第六十七條 前編第六章(居住者に係る更正の請求の特例)の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三條第一項(更正の請求)の規定による更正の請求について準用する。

(退職所得の選択課税による還付)

第七十三條 省 略

二・三 省 略

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八條第一項(還付加算金)の期間は、第一項の規定による申告書の提出があつた日(同日後に納付された前項に規定する所得税の額に係る還付金については、その納付の日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

5 省 略

(年末調整)

第九十條 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二十万円以下であるものに対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合(その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。)において、第一号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならない。

一 省 略

つたものとみなす場合」中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と読み替えるものとする。

(更正の請求の特例)

第六十七條 前編第六章(居住者に係る更正の請求の特例)の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての国税通則法第二十三條第一項(更正の請求)の規定による更正の請求について準用する。

(退職所得の選択課税による還付)

第七十三條 同 上

二・三 同 上

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項(還付加算金)の期間は、第一項の規定による申告書の提出があつた日(同日後に納付された前項に規定する所得税の額に係る還付金については、その納付の日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

5 同 上

(年末調整)

第九十條 同 上

一 同 上

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額（以下この条において「給与所得控除後の給与等の金額」という。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ・ロ 省 略

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があったかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無、控除対象扶養親族の数その他の事項に応じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額（当該控除対象扶養親族が成年扶養親族である場合には、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この節及び次節において「合計所得金額」という。）の見積額（当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額）及び当該申告書に記載された成年扶養親族（当該成年扶養親族が同項第三十四号の四へに掲げる者その他の政令で定める特定成年扶養親族である場合には、第九十五条の三第二項（給与所得者の成年扶養親族に係る申告書）に規定する書類の提出又は提示のあったものに限る。）の数に応じ第八十四条第一項第一号の規定に準じて計算した扶養控除の額）に相当する金額

二 給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載されたその居住者の合計所得金額の見積額（当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ・ロ 同 上

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があったかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無、控除対象扶養親族の数その他の事項に応じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

二 給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」

定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額が千万円以下であるかどうか、当該申告書に記載された第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の有無、その配偶者がこの条に規定する居住者として当該申告書を提出しているかどうか及びその配偶者の合計所得金額若しくはその見積額に應じ第八十三条の二の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額

本省略

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第九十四条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者）から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。以下この節において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 四 省 略

五 控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六 七 省 略

二 四 省 略

（給与所得者の配偶者特別控除申告書）

第九十五条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号二に規定する配偶者特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

という。）の見積額が千万円以下であるかどうか、当該申告書に記載された第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の有無、その配偶者がこの条に規定する居住者として当該申告書を提出しているかどうか及びその配偶者の合計所得金額若しくはその見積額に應じ第八十三条の二の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額

本同上

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第九十四条 同上

一 四 同 上

五 控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六 七 同 上

二 四 同 上

（給与所得者の配偶者特別控除申告書）

第九十五条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号二に掲げる配偶者特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 その居住者のその年の合計所得金額の見積額（当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨）

三・四 省 略

2 省 略

（給与所得者の成年扶養親族に係る申告書）

第百九十五条の三 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、成年扶養親族について同条第二号ハに規定する扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 その居住者のその年の合計所得金額の見積額（当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨）

三 成年扶養親族の氏名（当該成年扶養親族が特定成年扶養親族に該当する場合には、その旨）

四 その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書に成年扶養親族が特定成年扶養親族（第二条第一項第三十四号の四へ（定義）に掲げる者その他の政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に該当する旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書という。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

第百九十八条 省 略

2・3 省 略

4 第二項の場合において、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十四条（書類提出者の氏名及び住所の記載等）の規定による

一 同 上

二 その居住者のその年の第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（次号において「合計所得金額」という。）の見積額

三・四 同 上

2 同 上

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

第百九十八条 同 上

2・3 同 上

4 第二項の場合において、国税通則法第二百二十四条（書類提出者の氏名及び住所の記載等）の規定による氏名の記載及び押印については、同条の規定にかかわらず

氏名の記載及び押印については、同条の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

5 省 略

(徴収税額)

第二百一条 第九十九条(源泉徴収義務)の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項(税率)の規定を適用して計算した場合の税額

イ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等(第三十条第四項(退職所得)に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項及び第二百三条第一項第二号(退職所得の受給に関する申告書)において同じ。)以外の退職手当等(次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。)に該当する場合 その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号イにおいて同じ。)

ロ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合 その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号ロにおいて同じ。)

二 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

イ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも一般退

ず、氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

5 同 上

(徴収税額)

第二百一条 同 上

一 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号において同じ。)を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項(税率)の規定を適用して計算した場合の税額

二 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

職手当等に該当する場合　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額

ロ　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも特定役員退職手当等に該当する場合　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額

ハ　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合　政令で定めるところにより計算した金額

2　前項各号に規定する退職所得控除額は、同項の規定による所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第三十条第三項第一号に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第五項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる別表第六に掲げる退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）による。

3　省　略

（退職所得の受給に関する申告書）

第二百三条　国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、その支払を受ける時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地。第四項において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第二百二十六条第二項（源泉徴収票）の規定により交付される源泉徴収票を添付しなければならない。

一　省　略

二　第二百一条第一項第一号（徴収税額）に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該退職手当等が特定役員退職手当等又は一般退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額

2　前項各号に規定する退職所得控除額は、同項の規定による所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる別表第六に掲げる退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）による。

3　同　上

（退職所得の受給に関する申告書）

第二百三条　同　上

一　同　上

二　第二百一条第一項第一号（徴収税額）に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか及び当該支払済みの他の退職手当等があるときはその金額

三 省略

四 その居住者が第三十条第五項第三号（退職所得）に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五 省略

218 省略

（源泉徴収に係る所得税の納付手続）

第二百二十条 第一章から前章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収して納付する者は、その納付の際、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書に財務省令で定める計算書を添附しなければならない。

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の四 省略

2 省略

3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定及び第二百四十二条（罰則）の規定並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七章の二（国税の調査）及び第二百二十七条（罰則）の規定を適用する。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

第二百三十一条の二 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれらに所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（その年においてこれらの業務に關して作成したその他の帳簿及びこれらの業務に關して作成し、又は受領した財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

三 同上

四 その居住者が第三十条第四項第三号（障害退職者の割増退職所得控除額）に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五 同上

218 同上

（源泉徴収に係る所得税の納付手続）

第二百二十条 第一章から前章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収して納付する者は、その納付の際、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書に財務省令で定める計算書を添附しなければならない。

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の四 同上

2 同上

3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第二百三十四条（当該職員の質問検査権）、第二百三十六条（身分証明書の携帯等）及び第二百四十二条（罰則）の規定を適用する。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

第二百三十一条の二 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。）で、その年の前々年分の確定申告書（修正申告書を含む。以下この項において同じ。）に係るこれらの所得の金額の合計額がその年の前年十二月三十一日において三百万円を超えるもの又はその年の前年分の確定申告書に係る当該合計額がその年の三月三十一日において三百万円を超えるもの（これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（そ

の年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

2 同 上

3) その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者で、その年の前々年分の確定申告書若しくは総収入金額報告書（次条に規定する総収入金額報告書をいう。以下この項において同じ。）をその年の前年十二月三十一日において提出しているもの又はその年の前年分の確定申告書若しくは総収入金額報告書をその年の三月三十一日において提出しているもの（これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。）は、財務省令で定めるところにより、その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類（第一項の規定の適用を受けて保存している帳簿及び書類を除く。）を保存するものとする。ただし、第四百四十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）（第百六十六条（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第二百三十三條 削除

（当該職員の質問検査権）

第二百三十四條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査に ついて必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第二項及び第二百四十二条第十号（罰則）において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一 納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第二百二十三条第一項（確定損失申告）、第百二十五条第三項（年の中途で死亡した場合の確定申告）若しくは第百二十七条第三項（年の中途で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者

二 第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条から第二百二十八条の三まで（信託の計算書等）に規定する計算書若しくは調書を

提出する義務がある者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

2 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請)

第二百三十五条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、事業を行う者の組織する団体に、その団体の所得の調査に関し参考となるべき事項(団体の個人ごとの所得の金額及び団体が団体の員から特に報告を求めることを必要とする事項を除く。)を諮問することができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(身分証明書の携帯等)

第二百三十六条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二百三十四条(当該職員の質問検査権)の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二百四十二条 同上

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条(源泉徴収に係る所得税を納付しない罪)の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。

一・二 省 略

三 第八十一条(利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務)、第八十三条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第九十条(年末調整に係る源泉徴収義務)、第九十二条(年末調整に係る不足額の源泉徴収義務)、第九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)、第二百三条の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)、第二百四条第一項(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)、第二百七条

一・二 同上

三 第八十一条(利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務)、第八十三条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第九十条(年末調整に係る源泉徴収義務)、第九十二条(年末調整に係る不足額の源泉徴収義務)、第九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)、第二百三条の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)、第二百四条第一項(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)、第二百七条

(生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務)、第二百九条の二(定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収義務)、第二百十條(匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務)又は第二百十二條(非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかつた者

四 八 省 略

(生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務)、第二百九条の二(定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務)、第二百十條(匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務)又は第二百十二條(非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収すべき所得税を徴収しなかつた者

四 八 同 上

九 第二百三十四條第一項(当該職員の質問検査権)の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

十 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

別表第二 (一) から (三) までを除く。) 次のとおり

別表第二 (一) から (三) までを除く。) 省 略

(七)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
890,000	893,000	101,930	94,640	87,360	80,090	73,760	67,430	61,090	54,760	327,900
893,000	896,000	102,580	95,300	88,010	80,730	74,330	68,000	61,660	55,330	329,500
896,000	899,000	103,240	95,950	88,670	81,390	74,900	68,570	62,230	55,900	331,000
899,000	902,000	103,890	96,610	89,330	82,040	75,470	69,140	62,800	56,470	332,500
902,000	905,000	104,550	97,260	89,980	82,700	76,040	69,710	63,370	57,040	334,000
905,000	908,000	105,200	97,920	90,640	83,350	76,610	70,280	63,940	57,610	335,500
908,000	911,000	105,860	98,580	91,290	84,010	77,180	70,850	64,510	58,180	337,000
911,000	914,000	106,510	99,230	91,950	84,660	77,750	71,420	65,080	58,750	338,500
914,000	917,000	107,170	99,890	92,600	85,320	78,320	71,990	65,650	59,320	340,100
917,000	920,000	107,830	100,540	93,260	85,980	78,890	72,560	66,220	59,890	341,600
920,000	923,000	108,480	101,200	93,910	86,630	79,460	73,130	66,790	60,460	343,100
923,000	926,000	109,140	101,850	94,570	87,290	80,030	73,700	67,360	61,030	344,600
926,000	929,000	109,790	102,510	95,230	87,940	80,660	74,270	67,930	61,600	346,100
929,000	932,000	110,450	103,160	95,880	88,600	81,310	74,840	68,500	62,170	347,600
932,000	935,000	111,100	103,820	96,540	89,250	81,970	75,410	69,070	62,740	349,200
935,000	938,000	111,760	104,480	97,190	89,910	82,620	75,980	69,640	63,310	350,700
938,000	941,000	112,410	105,130	97,850	90,560	83,280	76,550	70,210	63,880	352,200
941,000	944,000	113,070	105,790	98,500	91,220	83,940	77,120	70,780	64,450	353,700
944,000	947,000	113,720	106,440	99,160	91,870	84,590	77,690	71,350	65,020	355,200
947,000	950,000	114,380	107,100	99,810	92,530	85,250	78,260	71,920	65,590	356,700
950,000	953,000	115,040	107,750	100,470	93,190	85,900	78,830	72,490	66,160	358,200
953,000	956,000	115,690	108,410	101,120	93,840	86,560	79,400	73,060	66,730	359,800
956,000	959,000	116,350	109,060	101,780	94,500	87,210	79,970	73,630	67,300	361,300
959,000	962,000	117,000	109,720	102,440	95,150	87,870	80,590	74,200	67,870	362,800
962,000	965,000	117,660	110,370	103,090	95,810	88,520	81,240	74,770	68,440	364,300
965,000	968,000	118,310	111,030	103,750	96,460	89,180	81,900	75,340	69,010	365,800
968,000	971,000	118,970	111,690	104,400	97,120	89,840	82,550	75,910	69,580	367,300
971,000	974,000	119,680	112,340	105,060	97,770	90,490	83,210	76,480	70,150	368,800
974,000	977,000	120,620	113,000	105,710	98,430	91,150	83,860	77,050	70,720	370,400
977,000	980,000	121,560	113,650	106,370	99,090	91,800	84,520	77,620	71,290	371,900
980,000	983,000	122,500	114,310	107,020	99,740	92,460	85,170	78,190	71,860	373,400
983,000	986,000	123,440	114,960	107,680	100,400	93,110	85,830	78,760	72,430	374,900
986,000	989,000	124,380	115,620	108,340	101,050	93,770	86,480	79,330	73,000	376,400
989,000	992,000	125,320	116,270	108,990	101,710	94,420	87,140	79,900	73,570	377,900
992,000	995,000	126,260	116,930	109,650	102,360	95,080	87,800	80,510	74,140	379,500
995,000	998,000	127,200	117,590	110,300	103,020	95,730	88,450	81,170	74,710	381,000
998,000	1,001,000	128,140	118,240	110,960	103,670	96,390	89,110	81,820	75,280	382,500
1,001,000	1,004,000	129,080	118,900	111,610	104,330	97,050	89,760	82,480	75,850	384,000
1,004,000	1,007,000	130,020	119,570	112,270	104,980	97,700	90,420	83,130	76,420	385,500
1,007,000	1,010,000	130,960	120,510	112,920	105,640	98,360	91,070	83,790	76,990	387,000
1,010,000円		131,430	120,980	113,250	105,970	98,680	91,400	84,120	77,270	388,500
1,010,000円を超え 1,250,000円に満た ない金額		1,010,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の31.5%に相当する金額を加算した金額								388,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額

(八)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
1,250,000円		円 207,030	円 196,580	円 188,850	円 181,570	円 174,280	円 167,000	円 159,720	円 152,870	
1,250,000円を超え 1,740,000円に満た ない金額		1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額								
1,740,000円		円 368,730	円 358,280	円 350,550	円 343,270	円 335,980	円 328,700	円 321,420	円 314,570	
1,740,000円を超え る金額		1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える 1人ごとに1,580円を控除した金額		従たる給与等に ついての申告を 控除等申告書に 提出する場合、 当該申告書に は、記載された 扶養親族等の 数に1人ごとに 1,580円を、そ の各欄に求め てから控除し た金額								

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 (一) 及び (二) を除く。

次のとおり

別表第三 (一) 及び (二) を除く。

省
略

(三)

その日の社会保 除料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	435	330	250	195	145	90	35	0	2,280	97
12,100	12,200	445	340	250	200	145	95	40	0	2,310	101
12,200	12,300	455	345	255	205	150	100	45	0	2,340	104
12,300	12,400	460	355	260	205	155	100	50	0	2,370	108
12,400	12,500	470	365	265	210	160	105	55	0	2,400	111
12,500	12,600	475	370	270	215	165	110	55	5	2,420	115
12,600	12,700	485	380	275	220	165	115	60	10	2,450	118
12,700	12,800	495	385	280	225	170	120	65	10	2,480	122
12,800	12,900	500	395	290	225	175	120	70	15	2,510	125
12,900	13,000	510	405	300	230	180	125	75	20	2,530	129
13,000	13,100	515	410	305	235	185	130	75	25	2,570	132
13,100	13,200	525	420	315	240	185	135	80	30	2,620	136
13,200	13,300	535	425	320	245	190	140	85	30	2,670	139
13,300	13,400	540	435	330	245	195	140	90	35	2,720	143
13,400	13,500	550	445	340	250	200	145	95	40	2,780	146
13,500	13,600	555	450	345	255	205	150	95	45	2,830	150
13,600	13,700	565	460	355	260	205	155	100	50	2,880	153
13,700	13,800	575	465	360	265	210	160	105	50	2,930	157
13,800	13,900	580	475	370	265	215	160	110	55	2,980	161
13,900	14,000	590	485	380	270	220	165	115	60	3,030	165
14,000	14,100	595	490	385	280	225	170	115	65	3,080	169
14,100	14,200	605	500	395	290	225	175	120	70	3,140	173
14,200	14,300	615	505	400	295	230	180	125	70	3,190	177
14,300	14,400	620	515	410	305	235	180	130	75	3,240	181
14,400	14,500	630	525	420	310	240	185	135	80	3,290	185
14,500	14,600	635	530	425	320	245	190	135	85	3,340	189
14,600	14,700	645	540	435	330	245	195	140	90	3,390	193
14,700	14,800	660	545	440	335	250	200	145	90	3,440	197
14,800	14,900	675	555	450	345	255	200	150	95	3,500	201
14,900	15,000	690	565	460	350	260	205	155	100	3,550	205
15,000	15,100	710	570	465	360	265	210	155	105	3,600	209
15,100	15,200	725	580	475	370	265	215	160	110	3,650	213
15,200	15,300	740	585	480	375	270	220	165	110	3,700	217
15,300	15,400	755	595	490	385	280	220	170	115	3,750	221
15,400	15,500	770	605	500	390	285	225	175	120	3,800	225
15,500	15,600	790	610	505	400	295	230	175	125	3,850	229
15,600	15,700	805	620	515	410	305	235	180	130	3,910	233
15,700	15,800	820	625	520	415	310	240	185	130	3,960	237
15,800	15,900	835	635	530	425	320	240	190	135	4,010	241
15,900	16,000	850	645	540	430	325	245	195	140	4,060	245
16,000	16,100	870	655	545	440	335	250	195	145	4,110	249
16,100	16,200	885	675	555	450	345	255	200	150	4,160	253
16,200	16,300	900	690	560	455	350	260	205	150	4,210	257
16,300	16,400	915	705	570	465	360	260	210	155	4,270	261
16,400	16,500	930	720	580	470	365	265	215	160	4,320	265
16,500	16,600	950	735	585	480	375	270	215	165	4,370	269
16,600	16,700	965	755	595	490	385	275	220	170	4,420	273
16,700	16,800	980	770	600	495	390	285	225	170	4,470	277
16,800	16,900	995	785	610	505	400	295	230	175	4,530	281
16,900	17,000	1,010	800	620	510	405	300	235	180	4,580	285

(四)

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,030	815	625	520	415	310	235	185	4,640	289
17,100	17,200	1,045	835	635	530	425	315	240	190	4,690	293
17,200	17,300	1,060	850	640	535	430	325	245	190	4,750	297
17,300	17,400	1,075	865	655	545	440	335	250	195	4,810	301
17,400	17,500	1,090	880	670	550	445	340	255	200	4,860	305
17,500	17,600	1,110	895	685	560	455	350	255	205	4,920	309
17,600	17,700	1,125	915	700	570	465	355	260	210	4,970	313
17,700	17,800	1,140	930	720	575	470	365	265	210	5,020	317
17,800	17,900	1,155	945	735	585	480	375	270	215	5,070	321
17,900	18,000	1,170	960	750	590	485	380	275	220	5,120	325
18,000	18,100	1,190	975	765	600	495	390	285	225	5,180	329
18,100	18,200	1,205	995	780	610	505	395	290	230	5,230	333
18,200	18,300	1,220	1,010	800	615	510	405	300	230	5,280	337
18,300	18,400	1,235	1,025	815	625	520	415	305	235	5,330	341
18,400	18,500	1,255	1,045	830	635	530	420	315	240	5,380	345
18,500	18,600	1,275	1,060	850	640	535	430	325	245	5,430	349
18,600	18,700	1,290	1,080	870	655	545	440	335	250	5,480	353
18,700	18,800	1,310	1,095	885	675	555	450	345	255	5,530	357
18,800	18,900	1,325	1,115	905	695	565	460	350	260	5,580	361
18,900	19,000	1,345	1,135	920	710	575	465	360	265	5,630	365
19,000	19,100	1,365	1,150	940	730	580	475	370	270	5,680	369
19,100	19,200	1,380	1,170	960	745	590	485	380	275	5,730	377
19,200	19,300	1,400	1,185	975	765	600	495	390	285	5,780	385
19,300	19,400	1,415	1,205	995	785	610	505	395	290	5,830	393
19,400	19,500	1,435	1,225	1,010	800	620	510	405	300	5,880	401
19,500	19,600	1,455	1,240	1,030	820	625	520	415	310	5,930	409
19,600	19,700	1,470	1,260	1,050	835	635	530	425	320	5,980	417
19,700	19,800	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	330	6,030	425
19,800	19,900	1,505	1,295	1,085	875	660	550	440	335	6,080	433
19,900	20,000	1,525	1,315	1,100	890	680	555	450	345	6,130	441
20,000	20,100	1,545	1,330	1,120	910	700	565	460	355	6,180	449
20,100	20,200	1,560	1,350	1,140	925	715	575	470	365	6,230	457
20,200	20,300	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	375	6,280	465
20,300	20,400	1,595	1,385	1,175	965	750	595	485	380	6,330	473
20,400	20,500	1,615	1,405	1,190	980	770	600	495	390	6,380	481
20,500	20,600	1,635	1,420	1,210	1,000	790	610	505	400	6,430	489
20,600	20,700	1,650	1,440	1,230	1,015	805	620	515	410	6,480	497
20,700	20,800	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	420	6,530	505
20,800	20,900	1,685	1,475	1,265	1,055	840	640	530	425	6,580	513
20,900	21,000	1,705	1,495	1,280	1,070	860	650	540	435	6,630	521
21,000	21,100	1,725	1,510	1,300	1,090	880	665	550	445	6,680	529
21,100	21,200	1,740	1,530	1,320	1,105	895	685	560	455	6,730	537
21,200	21,300	1,760	1,545	1,335	1,125	915	705	570	465	6,780	545
21,300	21,400	1,775	1,565	1,355	1,145	930	720	575	470	6,830	553
21,400	21,500	1,795	1,585	1,370	1,160	950	740	585	480	6,880	561
21,500	21,600	1,815	1,600	1,390	1,180	970	755	595	490	6,930	569
21,600	21,700	1,830	1,620	1,410	1,195	985	775	605	500	6,980	577
21,700	21,800	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	795	615	510	7,010	585
21,800	21,900	1,865	1,655	1,445	1,235	1,020	810	620	515	7,050	593
21,900	22,000	1,885	1,675	1,460	1,250	1,040	830	630	525	7,080	601

